

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月26日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第39号

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部を改正する条例

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例（平成16年新潟市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）ボケ公園

第11条ただし書を次のように改める。

ただし、市民農園においてその利用の許可の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料については、当該年度分をその年度の初めに徴収する。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

第13条第3項中「第11条ただし書」を「第11条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。